

「観光コンテンツ高付加価値化推進事業」企画運營業務委託企画コンペ実施要領

1 業務の目的

観光コンテンツの掘り起こしを行うとともに、鹿児島ならではの地域資源を生かした体験プログラムの造成・高付加価値化に取り組むことで、体験プログラムの量・質を高め、観光消費額及び延べ宿泊者数の増加を図る。

2 業務の内容

別添「業務委託仕様書」による。

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 予算額（契約上限額）

11,616千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 企画コンペへの参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 鹿児島県物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。

6 参加申込方法

企画コンペへの応募について、別添「参加申込書」（様式1）により令和8年6月26日（金）午後5時までにメール又はFAXにより提出すること。

また、「参加申込書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、別添「辞退届」（様式2）を令和8年7月1日（水）午後5時までにメール又はFAXにより提出すること。

7 提出書類等

以下の項目について、別紙「「観光コンテンツ高付加価値化推進事業」企画運營業務委託仕様書」を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、可能な限り客観的なデータを用いた記載に努めること。

(1) 応募書類

① 企画提案書（任意様式）

以下の内容を含む提案とすること。

ア 具体的な企画の実施方法

- ・ 実施する企画の具体的な内容、手法及び企画のポイント
- イ 効果測定
 - ・ 当該業務の有効性を測る成果指標（K P I）及びその目標
 - ・ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法及び目標
- ウ 実施体制及びスケジュール
 - ・ 業務体制並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績
 - ・ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績
 - ・ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュール
- エ 伴走支援対象事業者への支援体制
 - ・ 現地視察、相談受付手段、回答方法、担当者配置、専門家連携
 - ・ 現地視察の時期・回数を含み、造成又は高付加価値化に向けた具体的な支援内容
- オ 追加提案
 - ・ 仕様に定めのない内容であっても、本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。
- カ 会社等概要（事業内容、登記簿の写し又は定款）

② 見積書（任意様式）

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

業務を実施するために必要な全ての経費について可能な限り項目を細分化し、具体的に記載すること。

また、見積書作成にあたっては、業務を実施するために必要な全ての経費について可能な限り項目を細分化し、具体的に記載すること。

※ 上記書類は、A4横・長編綴じとし、両面印刷の場合は、縦開きとすること。

また、2穴パンチをあげ、カバーを付けないこと。

(2) 応募書類についての留意事項

- ① 企画書の提案は、1社につき1案とする。
- ② 応募書類の作成及び提出に係る費用等、応募に要する全ての経費は応募者の負担とする。
- ③ 提出された応募書類については返却しない。
- ④ 必要に応じて、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- ⑤ 応募書類は、受託者選定作業等必要な範囲において複製することがある。
- ⑥ 採用された企画書の使用権は、鹿児島県に帰属する。
- ⑦ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

8 応募に係る質問について

本業務に関する質問は、別添「質問書」（様式3）により、メールにて受け付ける。質問書の提出期限は令和8年6月19日（金）午後5時とし、送信後に必ず電話確認を行う

こと。

質問に関する回答は、質問者に対して令和8年6月24日（水）までにメールで行い、県ホームページでも公表する。

9 応募書類の提出等

- (1) 提出期限：令和8年7月1日（水）午後5時必着
- (2) 提出場所：以下「16 連絡・提出先」記載の連絡先
※ 持参又は郵送による。郵送の場合は提出期限までに必着とする。
- (3) 提出書類：7-(1)に定める書類
- (4) 提出部数：7-(1)-① 6部
7-(1)-② 1部

10 事業実施後の成果品

- (1) 委託業務終了届
- (2) 実績報告書（業務の取組内容、取組結果等（別紙「観光コンテンツ高付加価値化推進事業」企画運営業務委託仕様書）を満たすもの）
- (3) その他、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課と受託者が協議の上必要と判断したもの

11 選考・決定（委託契約）方法

- (1) 応募のあった提案については、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課に設置する選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は提出者全員に通知する。
委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は、提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約する。
- (2) 応募が1事業者のみであった場合、又は、審査の結果同点となった事業者が2社以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。
- (3) プレゼンテーション等は予定していない。

12 審査・選考基準

審査・選考基準については、次の各号に掲げる観点について、審査に際し、別に定めるものとする。

- (1) 事業の趣旨、内容に沿った企画提案書であること。
- (2) 事業実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。
- (3) 必要経費が適正に計上されていること。

13 契約

上記11-(1)により選考した契約候補者と、提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当者が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合があります。

14 その他

- (1) 企画提案書を提出しなかった場合や、提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画コンペに参加できない。
- (2) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。
- (3) 選定にあつては、提案された内容を総合評価し決定する。このため、業務を実施するにあつては、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 実施に際し、この仕様書に定めのない事項については、鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課と協議の上、決定するものとする。

15 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年6月12日（金） |
| (2) 企画提案書に関する質問受付期限 | 令和8年6月19日（金）午後5時 |
| (3) 企画提案書等に関する質問への回答 | 令和8年6月24日（水） |
| (4) 企画提案への参加申込期限 | 令和8年6月26日（金）午後5時 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年7月1日（水）午後5時 |
| (6) 選考結果の通知 | 令和8年7月上旬予定 |
| (7) 契約締結 | 令和8年7月上旬予定 |

16 連絡・提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課国内誘致係 早田

TEL：099-286-3008 FAX：099-286-5580

メールアドレス：k-kokunai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 連絡の際は件名を「【法人名】観光コンテンツ高付加価値化推進事業企画コンペについて」としてください。